様式第九を次のように改める。

様式第9（第2条関係）

自家用発電所運転半期報
上
年度　期分
下

事業者名　　発電所名

原動力の種類　〔　〕　（燃料の種類　）　　産業の種類

| 月別 | 最大出力 (kW) | 変更出力 (kW) | 発電電力量 (kWh) | 所内及び損失電力量 (kWh) | 電気事業者等への送電電力量（kWh） 一般電気事業者 | 特定電気事業者 | 特定規模電気事業者 | 特定供給の相手方 | その他事業者 | 合　計 | 自家消費電力量 (kWh) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4月 | | | | | | | | | | ＜　＞ | |
| 5月 | | | | | | | | | | ＜　＞ | |
| 6月 | | | | | | | | | | ＜　＞ | |
| 7月 | | | | | | | | | | ＜　＞ | |
| 8月 | | | | | | | | | | ＜　＞ | |
| 9月 | | | | | | | | | | ＜　＞ | |
| 計 | | | | | | | | | | ＜　＞ | |
| 10月 | | | | | | | | | | ＜　＞ | |
| 11月 | | | | | | | | | | ＜　＞ | |
| 12月 | | | | | | | | | | ＜　＞ | |
| 1月 | | | | | | | | | | ＜　＞ | |
| 2月 | | | | | | | | | | ＜　＞ | |
| 3月 | | | | | | | | | | ＜　＞ | |
| 計 | | | | | | | | | | ＜　＞ | |
| 合　計 | | | | | | | | | | ＜　＞ | |

| 出力変更の要因 | | 運転停止期間及び停止理由 | |
|---|---|---|---|

備考　1　燃料の種類の欄には、火力発電に用いた燃料の種類を記載すること。
2　当該自家用電気工作物がコージェネレーション（ガスタービン、ディーゼルエンジン等を原動力として発電し、当該発電に伴って発生する排熱を回収してこれを熱源として利用するシステムをいう。）である場合は、原動力の種類の欄の〔　〕内にコジェネと記載すること。
3　出力の変更等があった場合は、変更出力の欄に前月からの増減出力を記入するとともに、出力変更の要因の欄に新設、増設、廃止等を明記すること。
4　発電電力量欄の上段の〔　〕内には、火力のうちバイオマスに係る電力量を再掲し、下段の〔　〕内には、火力発電のうち廃棄物に係る電力量を再掲すること。
5　＜　＞内には、電力の取引市場の開設・運営を目的とする事業を行う法人を通じた取引により送電した電力量を再掲すること。
6　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

**附　則**

この省令は、平成二十五年四月一日から施行し、報告期限が平成二十五年五月一日以後である報告書の提出から適用する。

## ○国土交通省令第十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二十四条及び第六十三条第三項（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「行なつた」を「行つた」に、「氏名」を「受験番号」に改める。

第十三条の二第三項の表中「財団法人不動産適正取引推進機構（昭和五十九年四月十二日に財団法人不動産適正取引推進機構という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人不動産適正取引推進機構」に改める。

別記様式第一号中備考2㋐の表を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 01 | （一社）マンション管理業協会 | 10 | （一社）不動産協会 |
| 04 | （公社）全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会 | 11 | （一社）不動産流通経営協会 |
| 05 | （公社）全日本不動産協会 | 12 | その他 |
| 09 | （一社）日本ビルヂング協会連合会の会員である各協会 | 13 | （一社）全国住宅産業協会又はそ会員である各協会 |

別記様式第十五号別表㈠中「土　地　×××」を「土　地　×××／リース資産　×××／減価償却累計額　△×××」に、「のれん　×××」を「のれん　×××／リース資産　×××」に、「短期借入金　×××／リース債務　×××」を「短期借入金　×××／リース債務　×××／長期借入金　×××／リース債務　×××」に、「借入金　×××」を「借入金　×××／長期借入金　×××／リース債務　×××」に改める。

別記様式第十五号別表㈡中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同表（記載上の注意）12．を次のように改める。

13．株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算すること。

(1)　損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法